

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 管理運営方針等

- ア 児童が遊びを通して活躍できる場所を提供し、気軽に利用できる児童たちの居場所をつくる。
- イ 児童を孤立させない地域の児童支援機能の充実を図る。
- ウ 地域一体となった児童の健やかな育ちを支援する。

(2) 平等利用

- ア 法人内の専門職と連携し全ての児童に対して平等に対応する。
- イ 毎月の児童だよりを関係機関に配布し幅広い周知を行う。
- ウ 苦情受付窓口や第三者委員を設置し苦情解決のシステムを整える。

2 施設効用の発揮に関すること

(1) 利用の促進

- ア 地域のボランティアや専門家との協力を通じて、多様なニーズに応える体制を整え、より包括的で充実したサービスを提供する。
- イ 孤立している子育て世帯に児童館の情報を届ける。
- ウ 定期的にアンケートを実施し利用者のニーズを把握する。
- エ 地域の企業の協力を得ながら、キャリア教育や出前講座の充実を図る。

(2) サービス・利便性の維持向上

- ア 不登校の児童の居場所づくりを行う。
- イ 施設や管理物品の確認・点検、安全管理を徹底する。
- ウ 不審者対策としてセキュリティシステムを導入する。
- エ 地域住民の協力を得ながら、昔の遊びや学びを伝えてもらうなど、地域の方も来やすい環境づくりを行う。

3 経済的な管理運営に関すること

- ア 予算編成から決算に至るまでシステム化し、データの一元管理を行う。
- イ 入札による経費削減や物品の一括購入を行う。

4 安定的な施設の管理運営に関すること

- ア 法人のバックアップにより連絡・責任体制を組織する。
- イ 専門性の高い教育カリキュラムを作り、こどもたちに一貫した教育支援ができるようスタッフの指導を行う。
- ウ 個人情報保護、労働法令等の規定を順守する。
- エ こども食堂や地域座談会を開催するとともに、地域へ出向き地域活動を担う。

5 地域への貢献に関すること

ア 柔軟な雇用体系により地元雇用を行う。

イ 地域のイベントに参加したり、場所の提供をしたりして地域の活性化に繋げる。

6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

ア 障害児の対応には法人内の専門的知識・経験を活かし連携して対応する。

イ 地域の子育て世代を誰一人も取りこぼさない切れ目のない支援を行う。

ウ 児童クラブとの連携において、スタッフ間の連携を図りつつ、こどもたちが利用区分に関わらず興味のあることを体験できる環境づくりを行う。